

# 個人情報取扱規程

## （目的）

第1条 本規程は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が業務上取扱う個人情報に関して遵守すべき事項及び個人情報保護に係る体制を定め、もって個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

## （定義）

第2条 本規程における各用語の定義は、「個人情報の保護に関する法律」及び関係各省庁の個人情報保護に関するガイドラインの例によるものとする。

## （適用対象者）

第3条 本規程は、すべての従業者（業務に従事する役員及び職員（非常勤職員及び臨時職員並びに派遣職員を含む。))に適用する。

## （利用目的）

第4条 安全センターの定める個人情報の利用目的は、個人情報を利用する範囲を本人が合理的に予想できる程度に特定するものとする。

2 安全センターは、利用目的をホームページ又は事務所内の見やすい場所に掲示して公表するとともに、個人情報を書面を通じて取得するときは、当該書面又は添付書面にその旨を明示する。

3 安全センターは、利用目的を変更するときは、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更後の利用目的を前項の定めるところにより公表、明示する。

## （個人情報の取得）

第5条 安全センターは、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得する。

## （個人情報の利用）

第6条 安全センターは、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。

2 安全センターは、前項に定める範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、あらかじめ本人の同意を得る。

## （データ内容の正確性の確保）

第7条 安全センターは、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める。

## （第三者への提供）

第8条 安全センターは、個人データを第三者に提供するときは、その目的に限定して適切に取り扱うほか、次に掲げる事項を示した上で、本人の同意を得る。

（1）個人データを提供する第三者

- (2) 提供を受けた第三者における利用目的
- (3) 第三者に提供される情報の内容

#### (センシティブ情報の取扱い)

第9条 安全センターは、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下「センシティブ情報」という。）の取扱いが安全センターの事業の適切な業務運営を確保するために必要であり、当該業務の遂行に必要な範囲内で取得、利用又は第三者への提供を行うときは、本人の同意を得る。

#### (安全管理措置)

第10条 安全センターは、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

- 2 安全センターが個人データの取扱いの全部又は一部を委託するときは、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視し、事故発生時の責任関係を明確にするなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。
- 3 安全センターは、事業の遂行に際して取り扱う個人情報の漏洩事案等の事故が生じたときは、本人への通知及び委託元への報告を行うとともに、二次被害の防止等の観点から必要に応じ事実関係を公表する。

#### (開示等請求への対応)

第11条 安全センターは、委託元の保有個人データに係る保険会社の保有個人データに係る開示等を求められたときは、これを所属関係会社に取り次ぐものとする。

- 2 安全センターの保有個人データに係る開示等請求に関する手続、その他の事項は別途定める。

#### (苦情への対応)

第12条 安全センターは、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応する。

- 2 前項の目的を達成するため、苦情の申出先を公表するほか、苦情処理手順を策定するなど必要な体制を整備する。

#### (基本方針の策定)

第13条 安全センターは、次の事項を含む基本方針を策定・公表し、実効性あるものとするための体制整備に努める。

- (1) 個人情報取扱事業者の名称
- (2) 安全管理措置に関する質問及び苦情処理の窓口
- (3) 個人データの安全管理に関する宣言
- (4) 基本方針の継続的改善の宣言
- (5) 関係法令遵守の宣言
- (6) 個人情報の利用目的

(情報管理責任者の設置)

第14条 安全センターは、個人情報保護の取組みを総括する情報管理責任者を設置する。情報管理責任者は専務理事（事務担当）が務める。

2 情報管理責任者は、次の事項を担当する。

- (1) 個人情報の適正な取扱いを確保するための全社的な施策の立案及びその実施状況の監督
- (2) 本規定その他の個人情報保護に係る規定の整備及びその遵守状況の監督
- (3) 情報管理者及び本人確認情報管理者の任命、報告徴求、助言及び指導
- (4) 従業者に対する教育・研修の企画
- (5) 個人情報漏えい等事案への対応
- (6) その他個人データの安全管理に関する事項のうち事業全体に関するもの

3 次に掲げる事項は、情報管理責任者が決定する。

- (1) 個人情報保護に関する基本方針の制定及び改正
- (2) 前項第3号に掲げる者の任命
- (3) 本規定第4条に定める個人情報の利用目的の制定及び改正
- (4) 個人データの安全管理に係る取扱規定の制定及び改正
- (5) 個人データの開示等請求への対応に関する規定等の制定及び改正
- (6) 漏えい事案等が発生した場合における対応（事実関係の調査、原因・責任の究明、委託元（保険会社）との相談、対応方針の決定など）

4 前項第1号、第3号、及び第4号に定める事項の立案者は情報管理責任者が指名する。

(情報管理者、本人確認情報管理者)

第15条 情報管理責任者は、個人データを取り扱う組織の単位を定め、組織単位毎に情報管理者を指名し、次の事項を所管させる。

- (1) 個人データの取扱者の指定及び変更等の管理
- (2) 個人データの利用申請の承認及び記録等の管理
- (3) 個人データを取扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更等
- (4) 個人データの管理区分及び権限についての設定及び変更の管理
- (5) 個人データの取扱状況の把握
- (6) 委託先における個人データの取扱状況等の監督
- (7) 個人データの安全管理に関する教育・研修の実施
- (8) 情報管理責任者に対する報告
- (9) その他所管部署における個人データの安全管理に関すること

2 本人確認情報管理者は、次に掲げる措置を担当する。

- (1) 本人確認機能の整備
- (2) 本人確認に関する情報の不正使用防止機能の整備
- (3) 本人確認に関する情報が他人に知られないための対策

(個人データ管理台帳)

第16条 情報管理者は、次の事項を記載した「個人情報管理台帳」を作成し、情報管理責任者に提出する。

- (1) 取得する個人データの項目
- (2) 利用目的
- (3) 保管場所・保管方法・保管期限
- (4) 管理部署
- (5) アクセス制御の状況

(個人データ取扱状況の点検)

第17条 情報管理者は、「個人データの取扱状況の点検に係る規程」に沿って、個人データ取扱部署が自ら行う取扱状況の点検につき、点検計画を定め、点検責任者及び点検担当者を指名し、それらの者をして点検させる。

- 2 情報管理者は、点検の結果、取扱規定違反等を把握したときは、その改善を行う。
- 3 情報管理者は、前項の点検計画及び前項の改善事項につき情報管理責任者に報告する。

(漏えい等事案への対応)

第18条 個人情報取扱部署は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の可能性のある事案（以下「漏えい等事案」という。）を把握したときは、直ちに情報管理責任者に報告する。

- 2 情報管理責任者は、前項の報告を受けた事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損につながる可能性があると認められるときは、事実内容の確認、原因の調査、内外への報告、事後対策・再発防止策の検討を行う。

(委託先に対する監督)

第19条 情報管理責任者は、委託先に対し以下の各号の事項を実施する。

- (1) 委託先の個人情報保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。
- (2) 委託先との間で、次の事項を含む契約書等を締結する。
  - ① 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限
  - ② 委託先における個人データの漏えい、盗用、改ざん及び目的外利用の禁止
  - ③ 再委託における条件
  - ④ 漏えい事案等が発生した際の委託先の責任

(その他の安全管理措置)

第20条 安全センターは、取扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

- 2 安全管理措置は、「取得・入力」「利用・加工」「保管・保存」「移送・送信」「消去・廃棄」の個人データの管理段階に応じて定めるものとする。ただし、各段階を通じた措置を定めることを妨げない。

(違反行為に対する処置)

第21条 安全センターは、第3条に定める適用対象者が本規程に違反した場合は、誓約書（同意書・就業規則等）の内容に従い懲戒処分を行うことがある。

(受託業務の取り扱い)

第22条 受託業務処理においては、個人情報を保護するための措置及び委託元との責任関係を契約書等（覚書・念書・指示書等を含む。）に記載し、適切に取り扱うものとする。

(本規程の改定)

第23条 本規程の改廃は情報管理責任者の決定により効力を発する。

附 則

本規程は、2005年4月1日から実施する。

附 則

本規程は、2013年4月1日から実施する。